

平成29年度危険物取扱者保安講習(法定講習)案内書

(一社) 熊本県危険物安全協会

1 保安講習制度

消防法第13条の23の規定により、危険物取扱者免状の交付をうけ、危険物施設(製造所・貯蔵所・取扱所)において、危険物の取扱に従事している者(危険物保安監督者も含む)は、次のとおり定められた期間内に保安に関する講習を受講しなければならない義務があります。

定められた受講期限は、危険物の規制に関する規則第58条の14の規定により

- ① 継続して危険物の取扱作業に従事している場合、前回受講した日以降における最初の4月1日から3年以内に受講。(平成29年度は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までに受講した者が対象)
- ② 危険物の取扱作業に従事していなかった者が、新たに危険物の取扱作業に従事することになった場合、その従事することとなった日から1年以内。ただし、従事することとなった日前2年以内に危険物取扱者免状の交付を受けている場合又は講習を受けている場合は、免状交付日又はその受講日以降における最初の4月1日から3年以内に受講。

※受講義務者が、受講期限内に受講しないときは、消防法違反となり、**免状の返納**を命じられることがあります。なお、現在、危険物の取扱作業に従事していない者は、法令上受講の義務はありません。

2 講習日程及び受付期間 ※都合により、日時及び会場が変更になる場合がありますので、ご注意ください。

講習月日	会場	定員	駐車場	受付期間
7月3日(月)	やつしろハーモニーホール(八代市新町)	150名	あり	6月1日(木) ~6月14日(水)
7月14日(金)	天草市民センター(天草市東町)	120名	あり	
7月19日(水)	中小企業大学校人吉校(人吉市鬼木町梢山)	80名	あり	
7月24日(月)	熊本県建設技術センター(熊本市南区舞原東)	180名	あり	
7月26日(水)	熊本県建設技術センター(熊本市南区舞原東)	120名	あり	
8月4日(金)	ひのくにふれあいセンター(合志市栄)	120名	あり	
9月12日(火)	玉名市民会館(玉名市岩崎)	150名	あり	8月17日(木) ~8月29日(火)
9月14日(木)	水俣芦北広域行政事務組合消防本部(水俣市ひばりヶ丘)	90名	あり	
11月22日(水)	熊本県建設技術センター(熊本市南区舞原東)	120名	あり	10月16日(月) ~10月27日(金)
11月28日(火)	天草市民センター(天草市東町)	120名	あり	
2月9日(金)	山鹿市消防本部(山鹿市南島)	100名	あり	平成30年 1月10日(水) ~1月22日(月)
2月14日(水)	やつしろハーモニーホール(八代市新町)	150名	あり	

3 講習区分

次の種類ごとに講習を行います。

- ① 給油取扱所・・・給油取扱所(自家給油所も含む)に従事する者の講習
- ② その他(一般)・・・給油取扱所以外の施設に従事する者の講習

4 講習時間

給油取扱所・・・9時30分から12時30分まで

その他（一般取扱所等）・・・13時30分から16時30分まで

5 講習科目

危険物関係法令1時間、危険物の火災予防等2時間の合計3時間です。

6 受講手数料

受講手数料は**4,700円**です。

熊本県収入証紙により収めてください。（収入印紙ではありません）

熊本県収入証紙は、県各地域振興局（鹿本地域振興局を除く）、各警察署、県庁売店、県建設会館等で販売されています。（**当協会では販売していません**）

7 受講申請方法

受講申請書に必要な事項を記入のうえ、受講手数料の熊本県収入証紙を所定の欄に貼り、受講票返信用の62円切手を同封し、〒860-0844 熊本市中央区水道町6-2 水道町センタービル4階 一般社団法人熊本県危険物安全協会まで郵送又は持参してください。なお、複数申請（2名以上の同時申請）の場合は、送料分の切手を貼り、返信先を記載した受講票返信用封筒を同封ください。

受講申請書受付期間内でも、各会場の定員になり次第締め切ります。

受講票は（講習日時及び会場を指定した受講票）講習日7日前までに送付します。受講票が届かない場合は下記までご連絡ください。

同一日同一会場で受講する者が2名以上おられる場合は、複数申請書を御使用ください。

申請書が不足する場合、コピーして使用いただくか、当協会ホームページからダウンロードして御使用ください。

8 受付等

① 受講受付は、講習開始20分前から行います。

② 受講者は、受講票と危険物取扱者免状を必ず持参し、受付に提出して下さい。

③ テキストは、講習会当日にお渡しいたします。

④ 受講修了者には、免状に講習修了証明印を押印し、お返しいたします。

9 その他

申込会場が定員を超えた場合は、他の会場へ変更いただく場合があります。

また、都合で受講会場を変更したいとき、あるいは予定した会場に出席できなかった場合は、同年度内に限り、他の会場（定員以内であれば）で受講できますので、当協会へ電話連絡し、希望する会場への変更の可否を確認してください。なお、受講申請書受付後は、申請書及び手数料はお返しできませんので、ご了承ください。

申請書の送付先及び講習会についての問い合わせ先

一般社団法人 熊本県危険物安全協会

〒860-0844 熊本市中央区水道町6-2 水道町センタービル4階

TEL 096-325-6316 FAX 096-273-7811

ホームページアドレス <http://www.kuma-kiankyō.or.jp/>